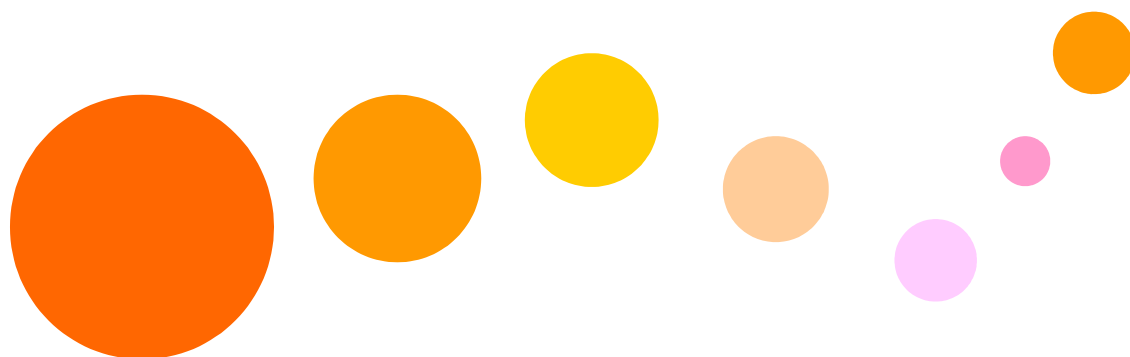


からつ自立支援プラン

(唐津市障害福祉計画)



平成19年3月

唐津市

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1．計画策定の背景と目的.....	1
2．計画の位置づけと期間.....	2
(1) 計画の法定根拠と障害者基本計画との関係.....	2
(2) 計画の期間.....	4
3．計画の対象者と用語の使い方.....	4
第2章 障害者自立支援法による制度改革.....	5
1．障害者自立支援法の成立の背景とめざす方向.....	5
2．障害者自立支援法の全体像と主な改正点.....	7
3．サービスの利用方法と流れ.....	9
第3章 障害のある人をめぐる現状と問題点.....	11
1．障害のある人の動向.....	11
(1) 障害のある人の総数及び年齢別人数の推移.....	11
(2) 障害のある人の等級別人数の推移.....	13
(3) 身体障害のある人の部位別構成.....	13
(4) 施設入所者の状況.....	14
2．支援費制度の利用状況.....	15
(1) 支援費制度の概要.....	15
(2) 唐津市における支援費制度の利用状況.....	15
3．アンケート調査結果にみる障害のある人のサービス利用ニーズ.....	16
第4章 計画の基本課題.....	20
第5章 障害福祉サービス基盤整備の基本方針.....	22
1．障害福祉サービスの整備目標設定の基本的考え方.....	22
2．平成23年度における本市の障害福祉サービスの整備目標.....	22
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	22
(2) 「退院可能精神障害者」の地域生活への移行.....	23
(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行.....	24
第6章 障害福祉サービス及び生涯支援の見込量と確保のための方策.....	25
1．基本的考え方.....	25
2．第1期における障害福祉サービス等の見込量.....	26
(1) 訪問系サービスの目標量.....	26
(2) 日中活動系サービスの目標量.....	27
(3) 居住系サービスの目標量.....	30
(4) サービス利用計画作成事業(相談支援)の目標量.....	30
3．見込量の確保のための方策.....	31
(1) 訪問系サービス.....	31
(2) 日中活動系サービス.....	31

(3) 居住系サービス	31
(4) サービス利用計画作成事業(相談支援)	31
第7章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	32
1 . 第1期における事業内容	32
(1) 相談支援事業	32
(2) コミュニケーション支援事業	32
(3) 日常生活用具給付等事業	33
(4) 移動支援事業	34
(5) 地域活動支援センター事業	35
(6) その他の任意事業	36
2 . 地域生活支援事業の見込量確保のための方策	39
(1) 相談支援事業	39
(2) コミュニケーション支援事業	39
(3) 日常生活用具給付等事業	40
(4) 移動支援事業	40
(5) 地域活動支援センター	40
(6) その他の任意事業	40
第8章 計画の推進	42
1 . 制度の普及啓発	42
2 . 人材の養成確保と資質向上	42
3 . 関係機関等の連携強化	42
4 . 計画の適切な進行管理	44

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

障害のある人をめぐる状況は、当事者の高齢化や障害の重度化・重複化とともに、その家族介護者の高齢化の進行が顕著となってきており、生活支援のための障害福祉サービスの一層の充実が求められてきました。

こうした中、平成15年に「支援費制度」が導入され、従来の「措置制度」とは異なり、利用者自らが必要とするサービスを選択し、事業者との契約によりサービスを受けられるという、障害福祉施策としては画期的な改革が行われました。

しかし、制度導入後、サービス利用が急増する中で、財政的な問題が顕在化し、サービス基盤整備の地域格差の問題や精神障害のある人がサービス対象外となっている問題なども併せて制度見直しが進められ、障害種を越えて必要なサービスを効率的に提供できるような制度改革を進める「障害者自立支援法」が平成17年10月に成立し、平成18年10月から本格的な施行（一部は4月から施行）となっています。

また、この法律に基づく新体系サービスへの移行を円滑かつ計画的に進めるため、サービス提供基盤整備に係る「障害福祉計画」の策定が義務化されました。

この「からつ自立支援プラン」は、こうした背景から、障害者自立支援法の趣旨をふまえ、本市における今後の新体系サービスの提供基盤整備の目標やその確保に関する基本的事項を定めるものです。

2 . 計画の位置づけと期間

(1) 計画の法定根拠と障害者基本計画との関係

この計画は、障害者自立支援法に基づく法定計画であり、「唐津市総合計画」の個別計画の一つである「唐津市障害者基本計画」（平成19年度から平成28年度までの10か年計画）の施策のうち、難病患者や発達障害のある人（児）等を除く身体障害、知的障害、精神障害のある人の生活支援にかかわる具体的なサービス提供基盤の整備について定めるものです。

なお、障害福祉計画の策定に関して検討すべき事項(計画に盛り込むべき事項)については、国の「基本方針」の中で次のように提示されています。

- 1 各年度における障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策
 - (1) 各年度における指定福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量
 - (2) 障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
 - 実施する事業の内容
 - 各年度における事業の種類ごとの量の見込み
 - 各事業の見込み量の確保のための方策
 - その他実施に必要な事項

「計画策定に関する国の基本指針」より

上記をふまえ、現段階で「唐津市障害者基本計画」との関係を示すと、次のとおりとなります。

図表 1 からつ自立支援プラン（障害福祉計画）と唐津市障害者基本計画との関係

唐津市障害者基本計画の検討事項	からつ自立支援プラン（障害福祉計画）の検討事項
< 総論 >	
第 1 章 計画の背景と趣旨 計画策定の背景と目的 計画の位置づけと期間 計画の対象者と用語の使い方 計画策定の基本視点	第 1 章 計画の基本的事項 計画策定の背景と目的 計画の位置づけと期間 計画の対象者と用語の使い方
第 2 章 障害者施策の動向 障害者施策をめぐる改革の流れ 障害者自立支援法による改革の方向性	第 2 章 障害者自立支援法による制度改革 障害者自立支援法の成立の背景とめざす方向
第 3 章 障害のある人をめぐる現状と問題点 障害のある人の動向 支援費制度の利用状況 唐津市の福祉環境の状況 アンケート調査結果にみる障害のある人の生活実態とニーズ	障害者自立支援法の全体像と主な改正点 サービスの利用方法と流れ
第 4 章 計画の重点課題	第 3 章 障害のある人をめぐる現状と問題点
第 5 章 計画の基本方向 基本目標 施策推進の基本方針 施策の体系	障害のある人の動向 支援費制度の利用状況 アンケート調査結果にみる障害のある人のサービス利用ニーズ
第 6 章 重点プロジェクトの推進 自立を支える基盤づくりのために 思いやりによる社会参加の環境づくりのために	第 4 章 計画の基本課題 第 5 章 平成 23 年度に向けた整備目標 障害福祉サービスの整備目標設定の基本的考え方 平成 23 年度における本市の障害福祉サービスの整備目標
< 各論 >	第 6 章 自立支援給付のサービス見込みと確保方策
第 1 章 ふれあいと交流を通じ「市民のきずな」を強める	基本的考え方 第 1 期におけるサービスの目標量 サービス確保のための方策
第 2 章 住み慣れた地域での自立した生活を支える	第 7 章 地域生活支援事業の整備
第 3 章 生きがいのある充実した生き方を支援する	第 1 期における事業内容 地域生活支援事業の実施のための方策
第 4 章 だれにもやさしい安全・安心の生活環境を共に創る	第 8 章 計画の推進
第 5 章 相談・情報提供体制と総合的支援の仕組みづくり	制度の普及啓発 人材の養成確保と資質向上
第 6 章 計画の推進体制	関係機関等の連携強化 計画の適切な進行管理

(2) 計画の期間

第1期となる本計画の計画期間は、平成20年度(2008年度)までとします。

図表2 からつ自立支援プラン(障害福祉計画)の期間

18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)
10月	← 第1期計画 →		← 第2期計画 →		
		見直し			見直し

3. 計画の対象者と用語の使い方

この計画は、障害者自立支援法に定める身体障害、知的障害、精神障害のある人を対象とします。

なお、この計画では、年齢別の表現が必要である場合や法律上の名称などの場合を除き、計画対象者を総称して「障害のある人」という表現で統一しています。

第2章 障害者自立支援法による制度改革

1. 障害者自立支援法の成立の背景とめざす方向

平成15年4月に施行となった「障害者支援費制度」は、居宅サービスの利用者を中心に制度開始時から急増しました。また、サービスの提供やその水準についても、精神障害のある人が含まれないなど障害種による格差のほか、地域間でもサービス提供基盤の格差が生じるなどの問題が顕在化してきました。

こうした中、サービス利用が引き続き増加することが見込まれ、サービス提供量や財源の不足など、制度の持続的かつ健全な運営が懸念されてきたことから、平成16年10月に「障害保健福祉施策に関する改革のグランドデザイン」(厚生労働省社会保障審議会障害者部会)が提起されました。

こうした背景から、障害のある人が身近な地域で自立して暮らせる社会の実現を目指し、平成17年10月に「障害者自立支援法」が制定されました。

そして障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行され、障害程度区分認定などの準備作業が進められてきました。

今回の障害者自立支援法成立までの過程は、平成16年10月に示された、基本構想となる「障害保健福祉改革のグランドデザイン」から法案可決まで1年、施行までわずか1年半という異例の速さとなっています。平成15年度の支援費制度では構想から施行まで5年余りをかけられたことからみても異例といえます。

こうした過程で成立した障害者自立支援法の目的を整理すると、概ね次の4点に集約されます。

障害福祉の一元化

障害種間のサービス格差が顕著になったため、障害種ごとの法律に基づく縦割りのサービス体系から「目的や機能に着目した」サービス体系に再編することで、障害種別間の格差の解消を図るとともに、サービスの提供主体を可能な限り市町村に移し、障害福祉のサービス資源を有効に利用できるようにする。

「就労」支援策の強化

就労を希望する障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、その地域生活支援とともに就労支援の強化を基本に制度体系を再編する。

財政負担の確保と利用者負担の見直し

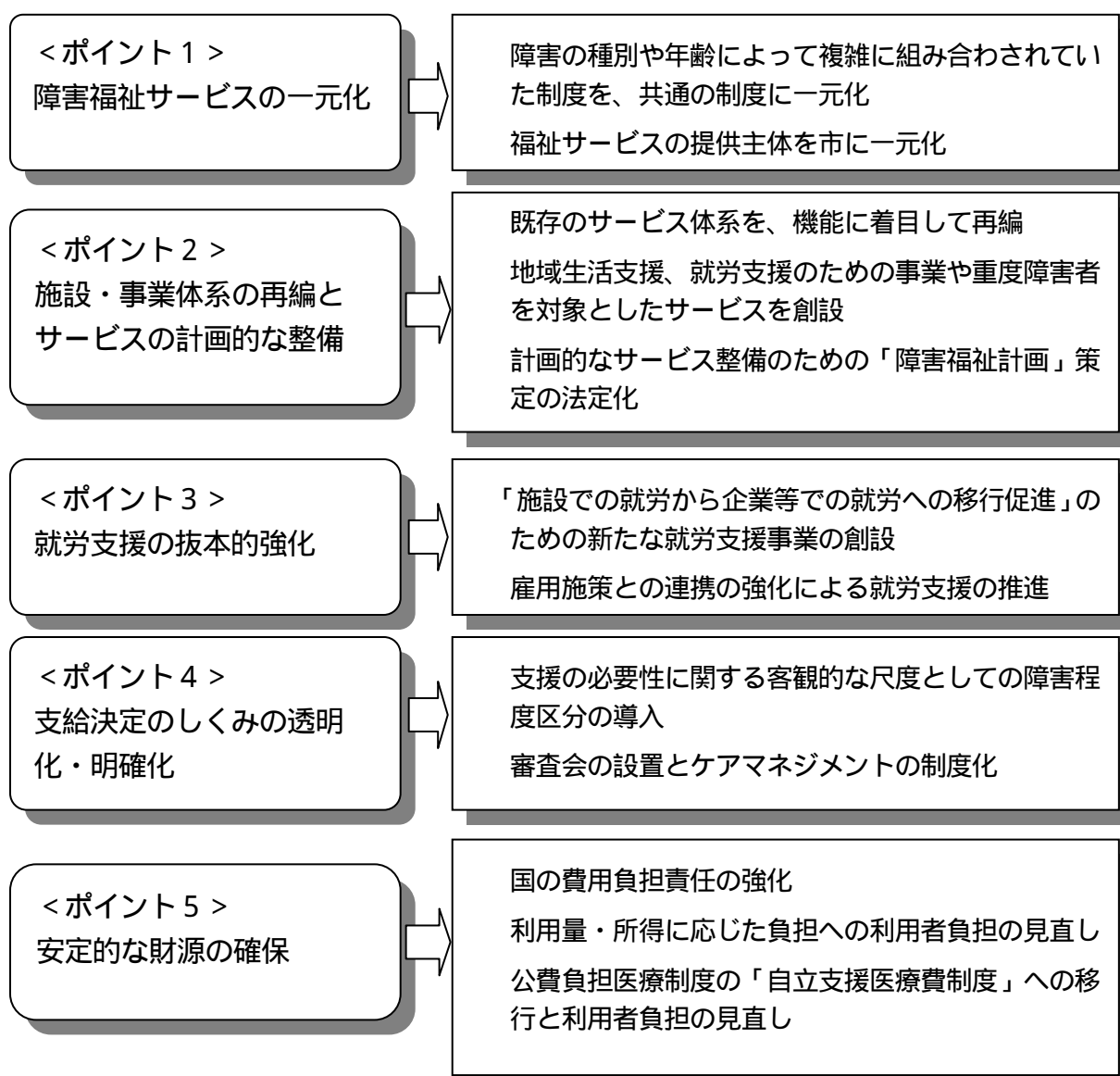
制度運営を支えるため、国や都道府県の財政責任を明確化するとともに、「応益負担」を原則に利用者負担を見直す。

サービス給付の透明化・公平化と計画の法定化

サービスの給付について、利用手続きの透明化と公正化を図るとともに、全国一律のサービス提供を保障し地域間格差を是正するために地方公共団体に障害福祉計画の策定を義務づける。

以上をふまえ、障害者自立支援法による制度改革のポイントは、次の5点に整理されます。

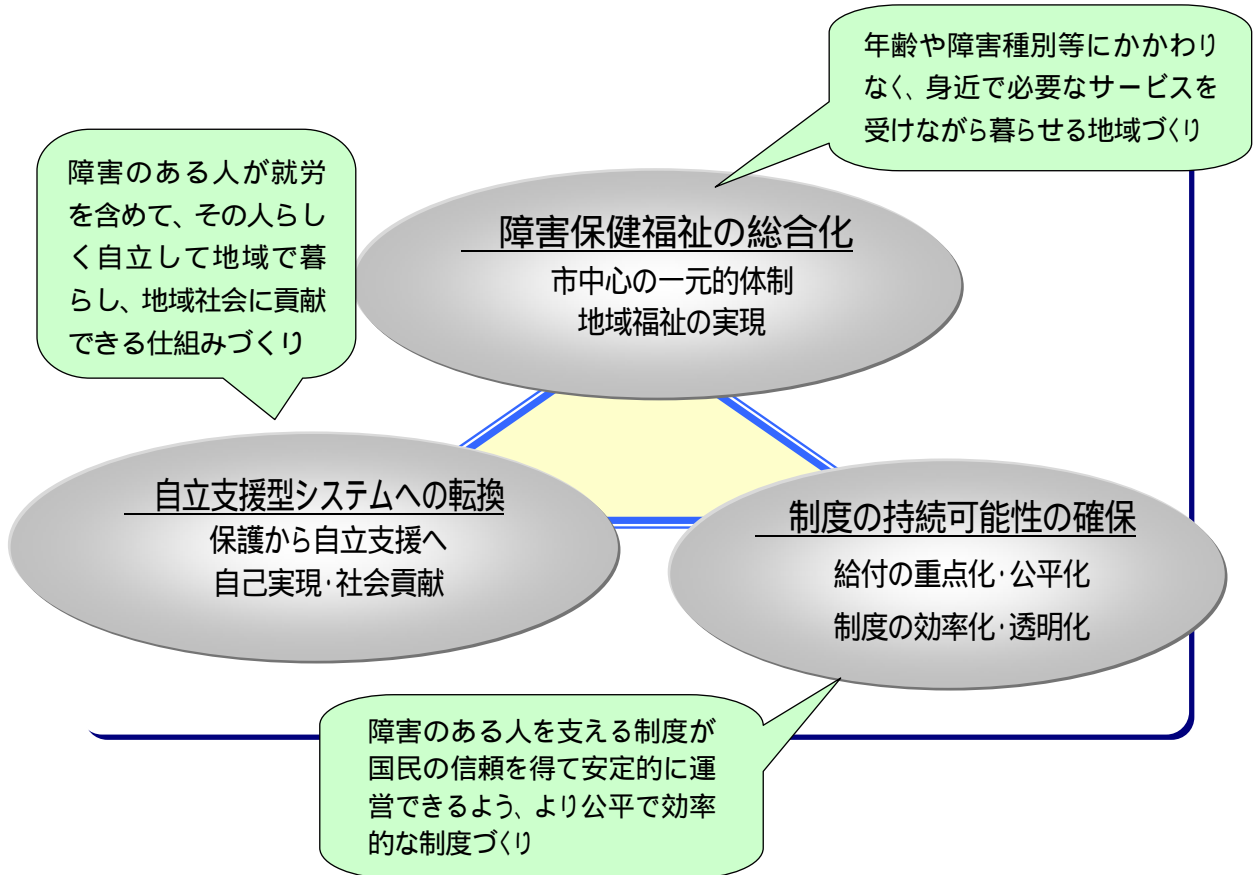
図表 3 障害者自立支援法による制度改革の5つのポイント



2. 障害者自立支援法の全体像と主な改正点

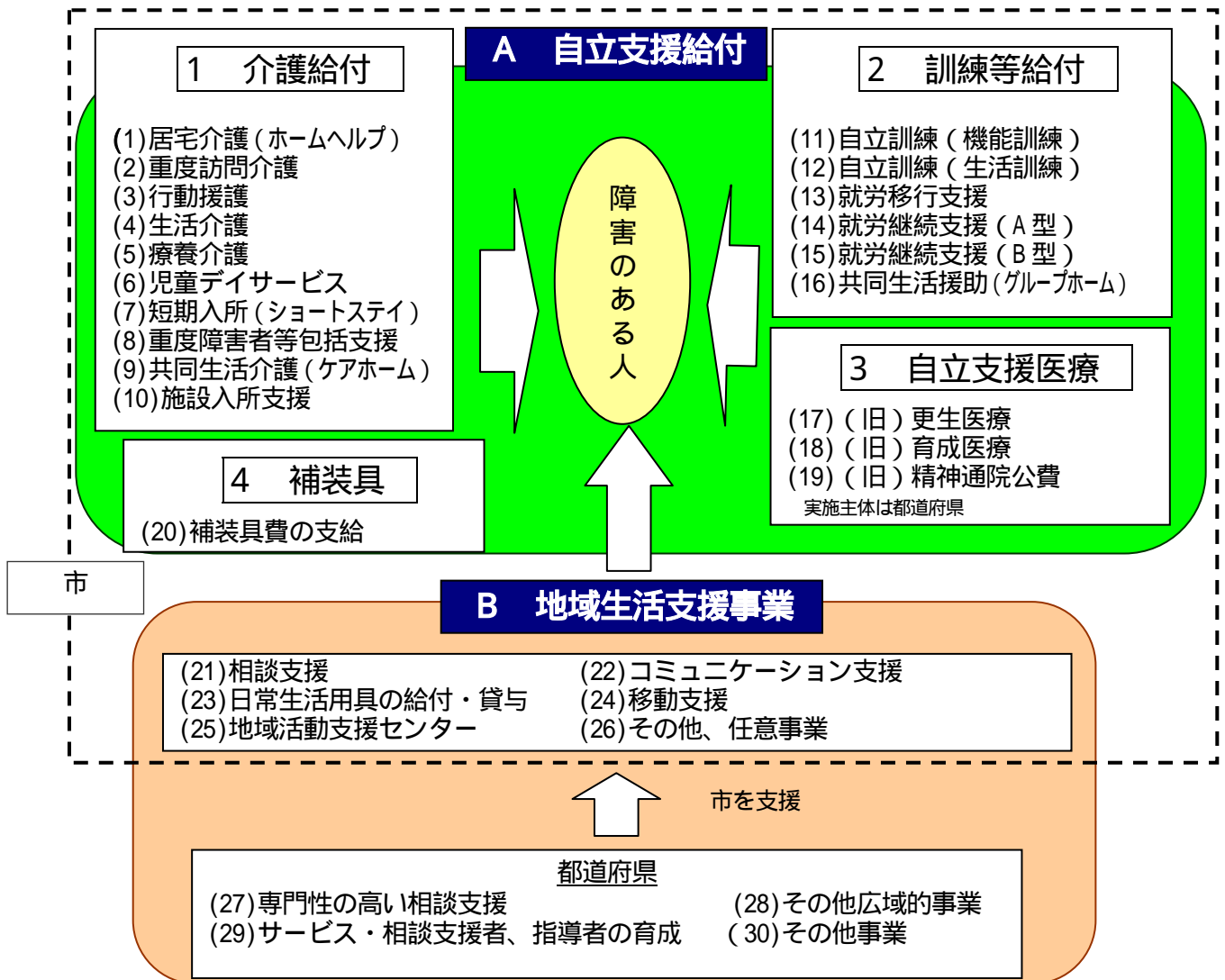
障害者自立支援法による制度改革の基本視点としては、大きく次の3点が掲げられています。

図表 4 障害者自立支援法による制度改革の基本視点



この基本視点に立ち、「利用者本位のサービス体系への再編」や「就労支援の抜本的対策の強化」から、次のような体系をめざすこととしています。

図表 5 障害者自立支援法による改革をめざすサービス体系の全体像



(1)(3)(6)(7)(17)(18)(19)は平成 18 年 4 月から実施。その他は平成 18 年 10 月から実施。

また、これを受けて、障害のある人のサービス利用に、次の新たな点が加わりました。

障害程度区分認定の導入と審査会の設置

サービス利用に際してニーズの基礎となる障害程度をまず認定し、その区分を基礎として給付を組み立てます。公平性を期すため、介護給付の障害程度区分の認定や例外的なサービス給付の審査は審査会が行います。

サービスのプログラム化とケアマネジメントの導入

施設などの訓練等給付は目標を定め、その達成効果で評価されることとなります。また、在宅サービスにはケアマネジメントが導入され、ケアプランに沿ったサービス提供が行われます。

利用者負担の定額負担化

利用者負担では、原則として扶養義務者負担はなくなったが、これまでの応能負担からサービス経費の1割を負担する「応益負担」となりました。また、福祉サービスを利用すると、原則1割の費用を負担しますが、負担が増えすぎないように上限額が設定されます。

さらに、所得の低い方は、生活保護水準にならないよう、1か月当たりの負担の上限額や、食費などの負担がさらに軽減されます。世帯の考え方は、住民基本台帳上の世帯を原則としますが、税制や健康保険制度などで被扶養者でない場合、障害のある人とその配偶者（夫婦）を別世帯とすることもできます。

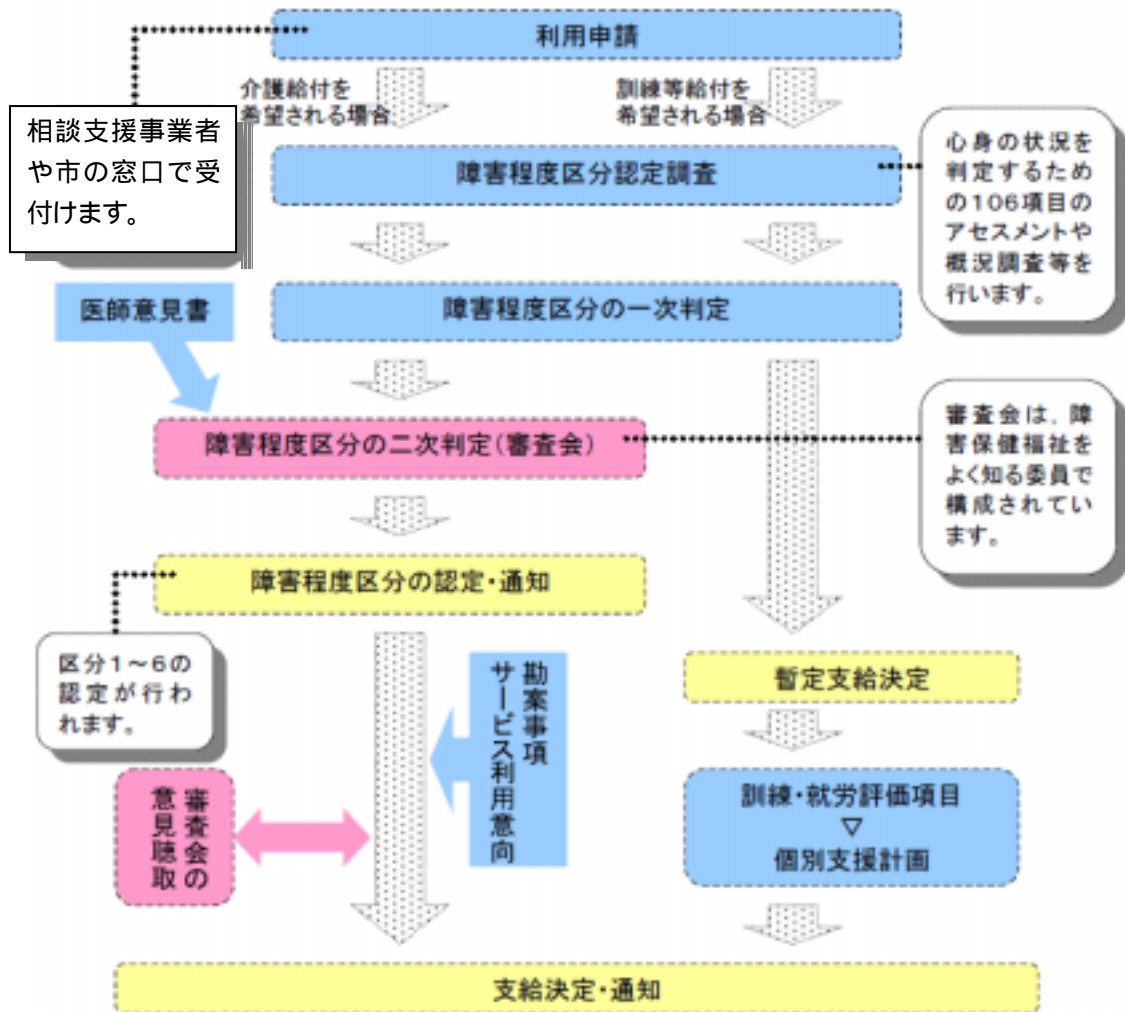
3. サービスの利用方法と流れ

新制度では、障害のある人の介護ニーズを客観的に判定し、透明で公平な支給決定を実施するため、「障害程度区分」が設定されます。介護保険の要介護認定の認定調査項目（79項目）と、行動面・精神面・日常生活面に関する27項目（計106項目）からなる調査項目、医師の意見書などを審査会で総合的に判定します。

介護保険では、認定により、個人へのサービス支給の上限額が定まりますが、障害者自立支援法では、市町村に対する国の負担の基準額が定まるという点で異なります。

サービス利用時は、市町村へ相談し（「地域生活支援事業」が市町村の必須事業＝相談支援事業者に委託可能）、地域で生活する上での、就労・教育・福祉サービス利用などの総合的な相談支援を利用することができます。また、必要に応じて、サービス利用計画を作成し、継続的な支援を実施します。

図表 6 申請からサービス利用までの流れ



第3章 障害のある人をめぐる現状と問題点

1. 障害のある人の動向

(1) 障害のある人の総数及び年齢別人数の推移

身体障害者手帳、療育手帳の所持者数をもとに、本市の障害のある人の人数（障害のある子どもを含む）をみると、平成18年3月31日現在で、身体障害者が6,602人で総人口の約5%、知的障害は902人で総人口の0.67%を占めます。

また、精神障害のある人の人数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者でみると、402人（総人口の0.3%）、通院公費受給者数では、1,046人（総人口の0.78%）という状況です。

3障害を合わせると、平成18年3月31日現在で、8,550人（精神障害は公費負担受給者数）となり、総人口の6.4%の人が何らかの障害を有していることとなります。

過去5年ほどの推移をみると、総人口が減少基調で推移する中で、3障害ともに総じて増加傾向がみられます。

また、難病患者（特定疾患認定者）数は、平成18年3月31日現在で604人となっています。

次に、障害のある人の年齢別の人数をみると、身体障害の場合、6,602人（平成18年3月31日現在）のうち、17歳以下の障害児は85人、18歳以上が6,517人という構成となっており、相対的には18歳以上の人数の伸びが顕著となっています。特に、全体の7割近くまでを占める65歳以上の高齢障害者数が年々増加し、全体として高齢化の傾向が顕著です。

このことは、知的障害のある人の場合も同様であり、平成18年現在では17歳以下が141人（全体の15.6%）、18歳以上が761人（全体の84.4%）という状況であり、とりわけ、知的障害のある人の10.1%を占める65歳以上の高齢障害者数は、年々増加する傾向にあり、高齢化が進んでいることが示されます。

一方、精神障害者保健福祉手帳所持者や通院公費受給者数は、平成18年現在でそれぞれ402人と1,046人であり、平成15年と比べると手帳所持者では2.04倍、通院公費受給者では1.12倍となっています。

図表 7 身体障害のある人の推移

(単位：人)

区分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
手帳所持者総数(a)	6,551	6,652	6,829	6,650	6,602
(17歳以下)	84	80	88	95	85
(18歳～64歳)	2,167	2,195	2,238	1,996	1,976
(65歳以上)	4,300	4,377	4,503	4,559	4,541
総人口(b)	136,644	136,045	135,595	134,937	134,343
対総人口比(a / b)	4.79%	4.89%	5.04%	4.93%	4.91%

各年 3 月 31 日現在

資料：市障害者福祉課調べ

図表 8 知的障害のある人の推移

(単位：人)

区分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
手帳所持者総数(a)	862	877	900	902
(17歳以下)	141	153	140	141
(18歳～64歳)	633	632	667	670
(65歳以上)	88	92	93	91
総人口(b)	136,045	135,595	134,937	134,343
対総人口比(a / b)	0.63%	0.65%	0.67%	0.67%

各年 3 月 31 日現在

資料：市障害者福祉課調べ

図表 9 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び通院公費負担受給者数の推移

(単位：人)

手帳所持者	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
17 歳以下	1	0	1	1
18 歳以上	62	67	81	91
40 歳以上	119	154	214	271
65 歳以上	15	16	27	39
計	197	237	323	402
通院公費受給者				
17 歳以下	25	28	40	36
18 歳以上	249	259	270	274
40 歳以上	529	562	606	598
65 歳以上	132	128	144	138
計	935	977	1,060	1,046

各年 3 月 31 日現在

資料：市障害者福祉課調べ

(2) 障害のある人の等級別人数の推移

障害のある人を等級別にみていくと、身体障害では、平成18年3月31日現在、「1級」が1,740人、「2級」が1,185人であり、両者を合わせると、“重度者”が44.3%までを占めます。

経年変化をみても、平成14、15年は43%台であったものが平成16年以降、44%を上回る状況で推移しています。

知的障害の場合には、平成18年3月31日現在、最重度、重度である「A」が392人で全体の43.5%、中度、軽度の「B」が510人で全体の56.5%という構成となっており、直近の5年間ではほぼ同様の構成比で推移しています。

図表 10 身体障害者数及び知的障害者の等級別の推移

(単位：人)

		平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
身体障害者（児）	1 級	1,590	1,624	1,708	1,697	1,740
	2 級	1,256	1,279	1,298	1,235	1,185
	3 級	985	992	1,006	977	951
	4 級	1,271	1,290	1,326	1,320	1,303
	5 級	863	877	890	851	847
	6 級	586	590	601	570	576
総 数		6,551	6,652	6,829	6,650	6,602
知的障害者（児）	A	362	373	380	391	392
	B	471	489	497	509	510
総 数		833	862	877	900	902

各年3月31日現在

資料：市障害者福祉課調べ

(3) 身体障害のある人の部位別構成

身体障害のある人の部位別構成をみると、平成18年3月31日現在、「肢体不自由」が最も多く総数6,602人のうちの6割ほどに当たる3,925人に上ります。

次いで、「内部障害」が1,352人で全体の20.5%、「視覚障害」が674人で10.2%、「聴覚（平衡機能）障害」が581人で8.8%、「音声言語障害」が70人で1.1%という状況です。

過去5か年の経年変化をみても、「内部障害」がやや増加傾向にありますが、その他はほぼ同様の構成比で推移しています。

図表 11 身体障害のある人の部位別構成の推移

(単位：人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
視覚障害	775	763	746	699	674
聴覚(平衡機能)障害	594	589	594	571	581
音声言語障害	70	75	75	69	70
肢体不自由	3,921	3,988	4,071	3,954	3,925
内部障害	1,191	1,237	1,343	1,357	1,352
総 数	6,551	6,652	6,829	6,650	6,602

各年 3月 31日現在

資料：市障害者福祉課調べ

(4) 施設入所者の状況

施設入所者の状況を施設別にみると、身体障害では、平成18年3月31日現在、身体障害者療護施設の入所者が50人、授産施設の入所者が21人という状況です。

図表 12 身体障害者施設別の入所者数の推移

(単位：人)

施設区分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
身体障害者療護施設	49	49	52	50
身体障害者授産施設	23	22	20	21
計	72	71	72	71

各年 3月 31日現在

資料：市障害者福祉課調べ

知的障害では、「知的障害者更生施設」の入所者数が平成18年3月31日現在で164人、「知的障害者授産施設」の入所者数が23人という状況です。

図表 13 知的障害者施設別の入所者数の推移

(単位：人)

施設区分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
知的障害者更生施設	168	155	159	164
知的障害者授産施設	29	24	24	23
計	197	179	183	187

各年 3月 31日現在

資料：市障害者福祉課調べ

また、精神障害のある人のグループホームの入所者は、平成18年3月31日現在で6人となっています。

2. 支援費制度の利用状況

(1) 支援費制度の概要

平成15年4月から支援費制度が導入され、それまでの「措置制度」(行政がサービス内容や提供する事業者を決定する考え方)から利用者の「選択と自己責任」のもとサービスを自らが選択し、事業者との契約により利用する方法へ変わりました。

支援費制度により利用できるサービスは、下表のとおりであり、障害児を含む身体障害、知的障害に限定されていました。

図表 14 支援費制度による提供サービス

区分	身体障害者	知的障害者	障害児
居宅サービス	身体障害者居宅介護 (ホームヘルプサービス) 身体障害者デイサービス 身体障害者短期入所 (ショートステイ)	知的障害者居宅介護 (ホームヘルプサービス) 知的障害者デイサービス 知的障害者短期入所 (ショートステイ) 知的障害者地域生活援助 (グループホーム)	児童居宅介護 (ホームヘルプサービス) 児童デイサービス 児童短期入所 (ショートステイ)
施設サービス	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮	なし

(2) 唐津市における支援費制度の利用状況

直近での支援費制度による主なサービスの利用状況を見ると、下表のとおりであり、全体として利用者数は固定化、もしくは微増していますが、逆に一部サービスでは利用者の減少傾向も見受けられます。

こうした中、障害児短期入所事業の利用は堅調な伸びが見られます。

図表 15 支援費サービス利用実績

(単位：人)

事業名		平成 17 年	平成 18 年
1	身体障害者更生援護施設支援	75	71
2	身体障害者介護型デイサービス	31	32
3	在宅重度身体障害者短期入所	13	12
4	障害児短期入所事業	40	46
5	知的障害者支援	245	256
6	知的障害者短期入所事業	12	11
7	知的障害者デイサービス事業	23	21
8	知的障害者通勤寮入所事業	8	8
9	進行性筋萎縮症療養等給付	1	1
10	身体障害者家庭奉仕員派遣事業	46	48
11	精神障害者家庭奉仕員派遣事業	2	3
12	知的障害者地域生活援助事業	25	35
13	精神障害者グループホーム運営事業	8	5

数値は、各年 4 月現在。ただし、平成 17 年は合併前の旧市町村分の合計値。

3. アンケート調査結果にみる障害のある人のサービス利用ニーズ

今回の計画策定に先立って実施した「唐津市障害者計画策定のためのアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)の結果から、制度改革に伴う新体系サービスの利用ニーズをみると、次のとおりの結果です。

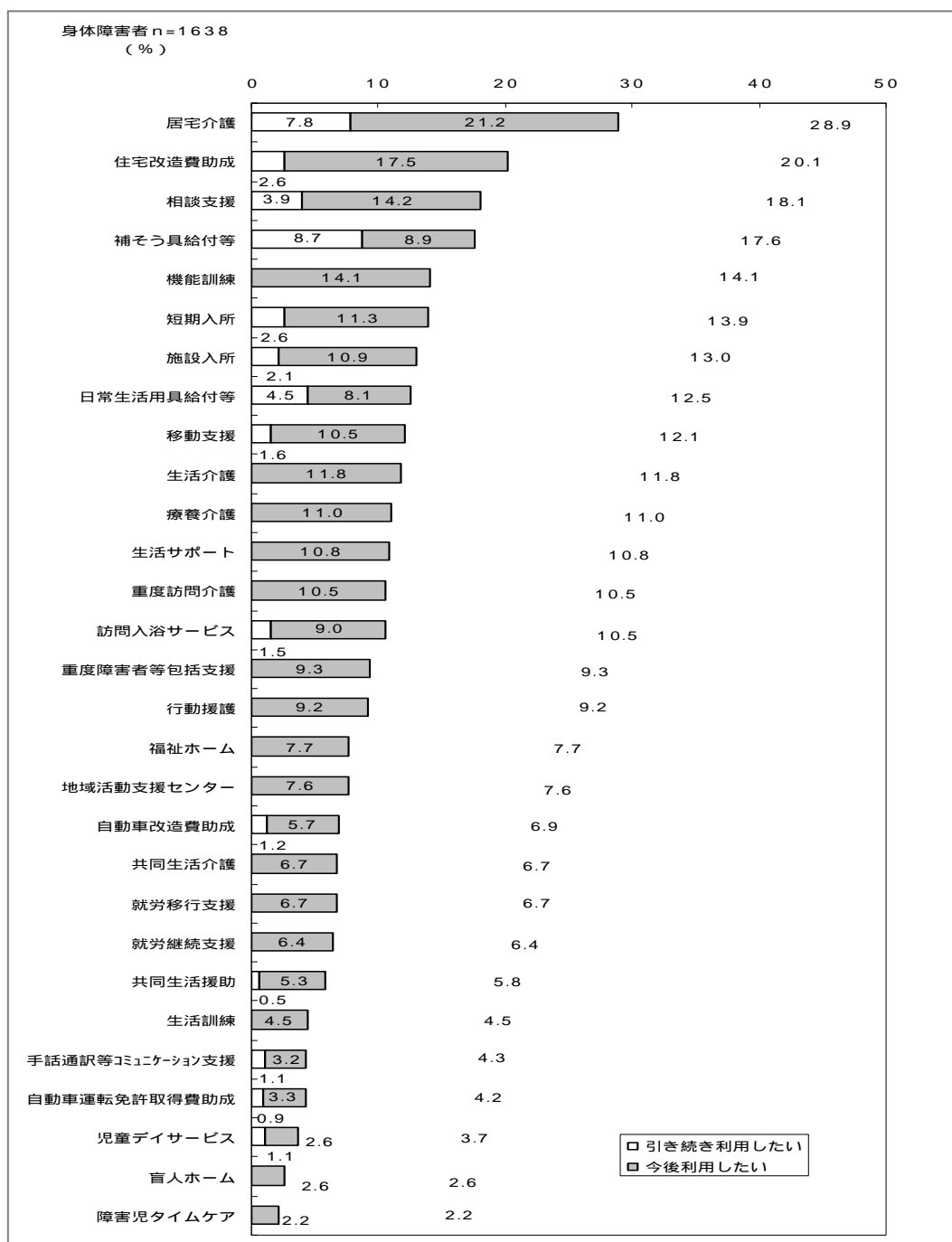
【現在利用しており、今後も引き続き利用したいサービス】と【現在は利用していないが今後は利用したい】を合わせた潜在的な利用ニーズについて、身体障害のある人では、「居宅介護」(28.9%)、「住宅改修費助成」(20.1%)、「相談支援」(18.1%)、「補そう具給付等」(17.6%)、「機能訓練」(14.1%)などとなっています。

知的障害のある人では、「生活訓練」「相談支援」(各31.2%)が最も多いほか、「短期入所」(29.3%)、「居宅介護」(25.5%)、「共同生活援助」「地域活動支援センター」「施設入所」(各22.3%)などとなっています。

精神障害のある人では、「生活訓練」(35.5%)、「相談支援」(32.9%)、「就労移行支援」(27.6%)、「居宅介護」(25.0%)、「共同生活援助」(22.4%)などとなっています。

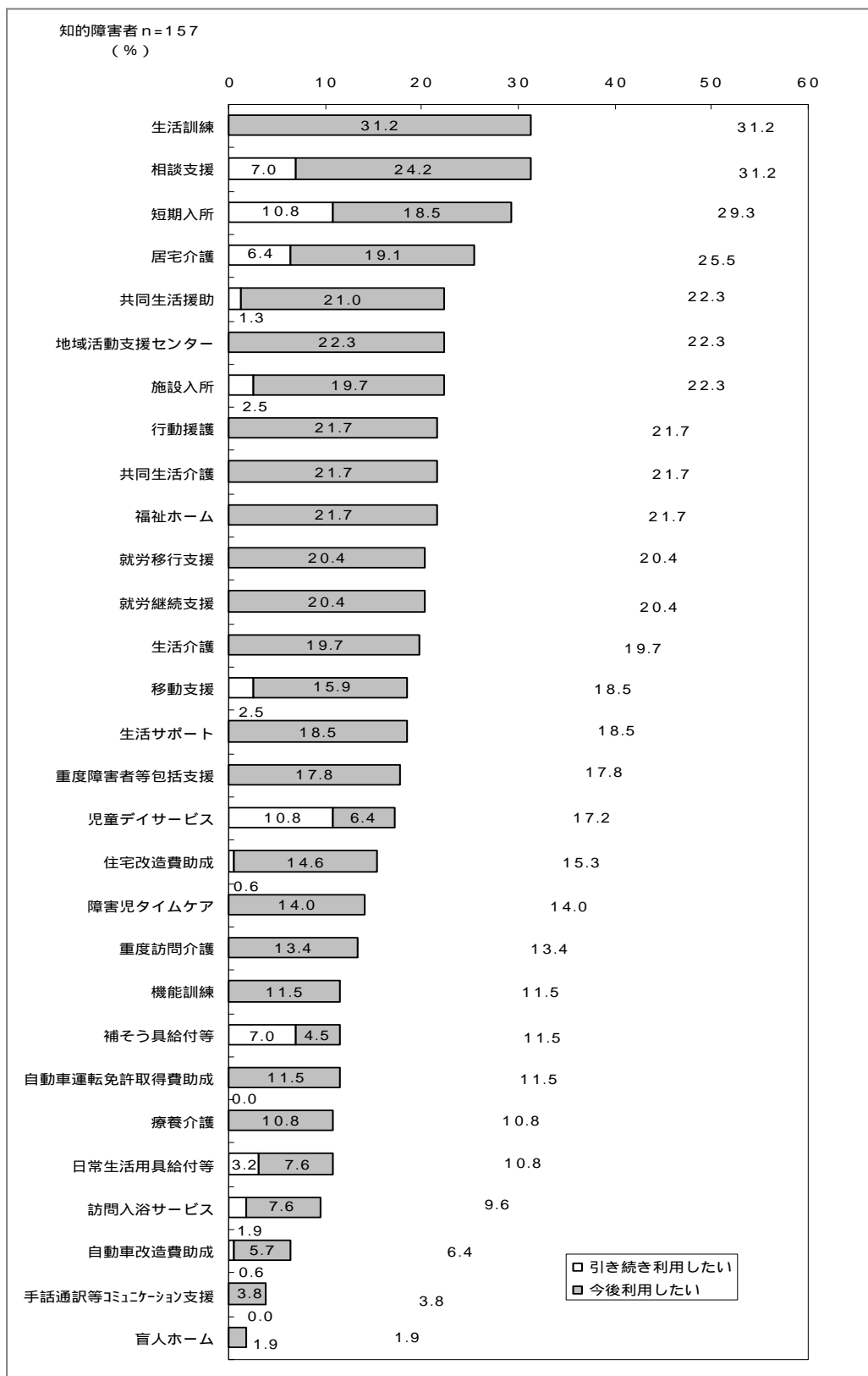
図表 16 アンケート結果にみる新体系サービスの利用ニーズ

(身体障害のある人)

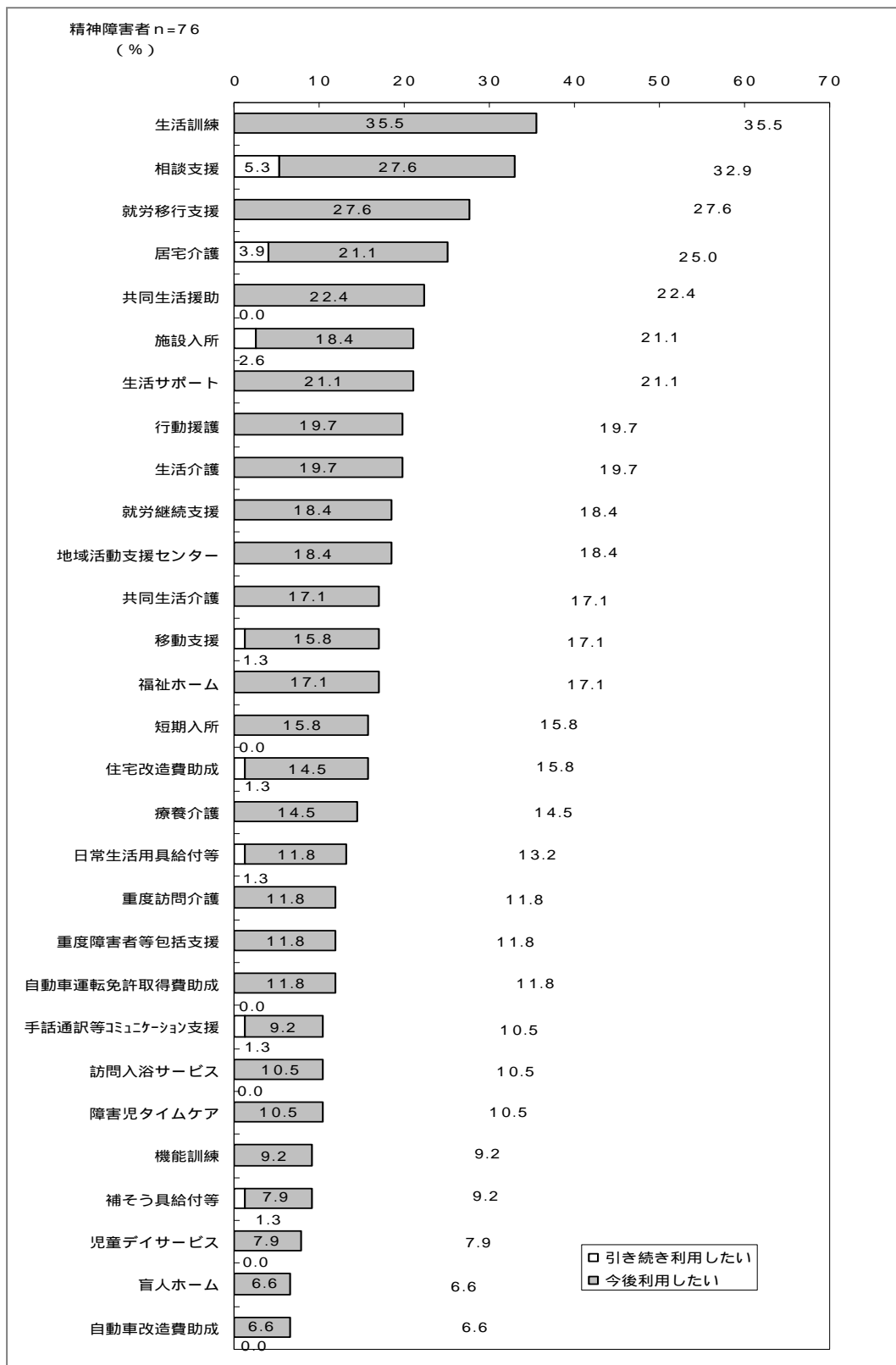


平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P30

(知的障害のある人)



(精神障害のある人)



第4章 計画の基本課題

障害者自立支援法による制度改革の内容やアンケート調査結果にみる新体系サービスの利用ニーズ、あるいは関係団体や関係施設のインタビュー調査結果等から、この計画の基本課題を次のとおり設定します。

相談支援体制や権利擁護の支援体制の充実

障害のある人に必要な支援は、障害の種類や程度、生活状況などによって異なります。一人ひとりが必要なサービスを的確に利用できるよう、福祉、保健・医療、教育をはじめとした様々な情報を集約し、様々な相談に対応できる体制が必要となります。

障害の種類に関わらず、身近な場所で相談できるよう、市や県の関係機関、施設・事業者などの専門機関、あるいは必要に応じて介護保険事業との連携をより一層深め、相談支援体制の強化を図る必要があります。

また、権利擁護をはじめ、生活全般の相談、援助ができるよう、総合的な支援体制づくりが必要となります。

地域での自立した暮らしを支援する新体系サービスへの円滑な移行

障害のある人が住み慣れた地域で自立して暮らすためには、利用者である障害のある人の視点に立って、必要なサービスが利用できるよう、福祉、保健・医療サービスの質・量の拡充やコミュニケーション手段の確保を保障する必要があります。

特に、家族介護者の高齢化が進み、親亡き後も障害のある人が住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう、グループホームなどの住まいや就労を含めて日中に活動できる場を確保する必要があります。また、施設に入所（入院）している障害のある人も地域で暮らすことができるよう施策を検討する必要があります。

- ・ 障害福祉サービス（障害者自立支援法）への円滑な移行
- ・ 地域生活支援事業の実施
- ・ グループホーム等、住まいの整備支援
- ・ 専門職等人材の育成確保と資質の向上
- ・ 医療的配慮が必要な人への支援 等

就労支援の強化

障害のある人にとって働くということは、経済的な基盤づくりであるとともに、労働を通じて喜びや生きがいなどを見出したり、社会参加、社会貢献などの自己実現を図ったりするなど、経済的、社会的な自立を支える重要な柱です。

また、障害のある子どもが学校を卒業する場合、それぞれの希望に応じた進路選択ができるよう、福祉、教育、労働等の各分野の連携をより一層強化する必要があります。

このため、新体系サービスにもとづき、能力と適性に応じて可能な限り就労し、継続できるようサービスの充実に努めるとともに、障害のある人の一般就労を支援促進するため、行政の関係部署はもとより、ハローワーク（公共職業安定所）や産業団体（商工会議所）、一般事業所等とのネットワークづくりに取り組む必要があります。

精神障害のある人に対する支援の充実

精神障害のある人に対しては、支援費制度の対象外であったことなど、福祉サービスの利用が一部に限られている状況がありました。

今後、地域の中で必要な支援を受けながら自立して暮らしていけるような総合的な施策展開が必要となります。

精神障害のある人に対しては、社会の偏見を取り除くとともに、精神障害のある人の社会復帰を図るため、保健・医療・福祉、教育・労働・住宅など関係機関の連携を確保し、障害者自立支援法にもとづく新体系サービスが利用できるよう提供基盤の整備とともに、市民の意識啓発を図っていくことが必要になっています。

第5章 障害福祉サービス基盤整備の基本方針

1. 障害福祉サービスの整備目標設定の基本的考え方

平成23年度に向けた、障害福祉サービスの整備については、国の「基本方針」の中に次のような考え方が示されています。

本市においてもこの国の基本的な考え方に立って、平成23年度の目標を設定するものとします。

図表 17 障害福祉サービスの整備に関する全体目標

平成 23 年度末までに、「現在の入所施設入所者の 1 割以上が地域生活に移行」
(平成 23 年度末時点の施設入所者数を現在から 7 %以上削減)

平成 24 年度までに、精神科病院入院患者のうち「退院可能精神障害者」を地域生活へ移行

平成 23 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の 4 倍以上にする
就労継続支援利用者のうち 3 割は A 型(雇用型)へ

2. 平成23年度における本市の障害福祉サービスの整備目標

国の「基本方針」に基づき、平成23年度に向けた障害福祉サービスの整備目標を次のように定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、入所施設を退所し、生活介護及び自立訓練などの日中活動系サービスや居宅介護等の訪問系サービスを利用しながらグループホームやケアホーム、一般住宅で暮らす人数、すなわち、入所施設から平成23年度末において地域生活へ移行する人数の目標を次のように設定します。

数値目標の設定については、国の基本方針に示されるように、

現在の入所施設入所者数の 1 割以上を地域生活へ移行させる。

今後の新たな施設入所者数も勘案し、平成 23 年に実質的な施設入所者数を現入所者数の 7 %以上減少させる。

ことを基本として設定しています。

図表 18 平成 23 年度末における施設入所者数の目標

項目	目標	備考
入所者数	253人	平成17年10月1日現在の法定施設 ^() 入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	26人 (10.3%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数
【目標値】 削減見込	18人 (7.1%)	差引減少見込数

法定施設：

- ・身体障害者 - 更生施設、療護施設、授産施設
- ・知的障害者 - 更生施設、授産施設
- ・精神障害者 - 生活訓練施設（援護寮）、授産施設

(2) 「退院可能精神障害者」の地域生活への移行

平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能精神障害者」として想定される61人が退院することをめざし目標値を設定します。

このため、目標年度となる23年度末の目標値については、グループホーム及びケアホーム、日中活動系サービス、居宅介護など、退院後の生活を支える受け入れ条件等の整備をめざします。

図表 19 平成 23 年度末における退院可能精神障害者の地域移行の目標

項目	数値目標	備考
「退院可能精神障害者」数	61人	
【目標値】 減少数	51人	平成23年度末までに減少をめざす人数

県から提示された退院可能精神障害者数

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設利用者のうち就労移行支援などを通じて一般就労に移行する人の平成23年度の目標については、「現行の4倍以上」という考え方が国の策定方針に示されていることをふまえ、本市の平成17年度での実績が1人ですが、平成23年度の目標を「9人」とします。

図表 20 平成23年度における福祉施設利用者の一般就労移行の数値目標

項目	数値目標	備考
年間一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 平成23年度の 年間一般就労移行者数	9人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の見込み数

第6章 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保のための方策

1. 基本的考え方

障害者自立支援法による新体系サービスは、大きく「自立支援給付」と市町村の実情に応じた「地域生活支援事業」に区分されます。

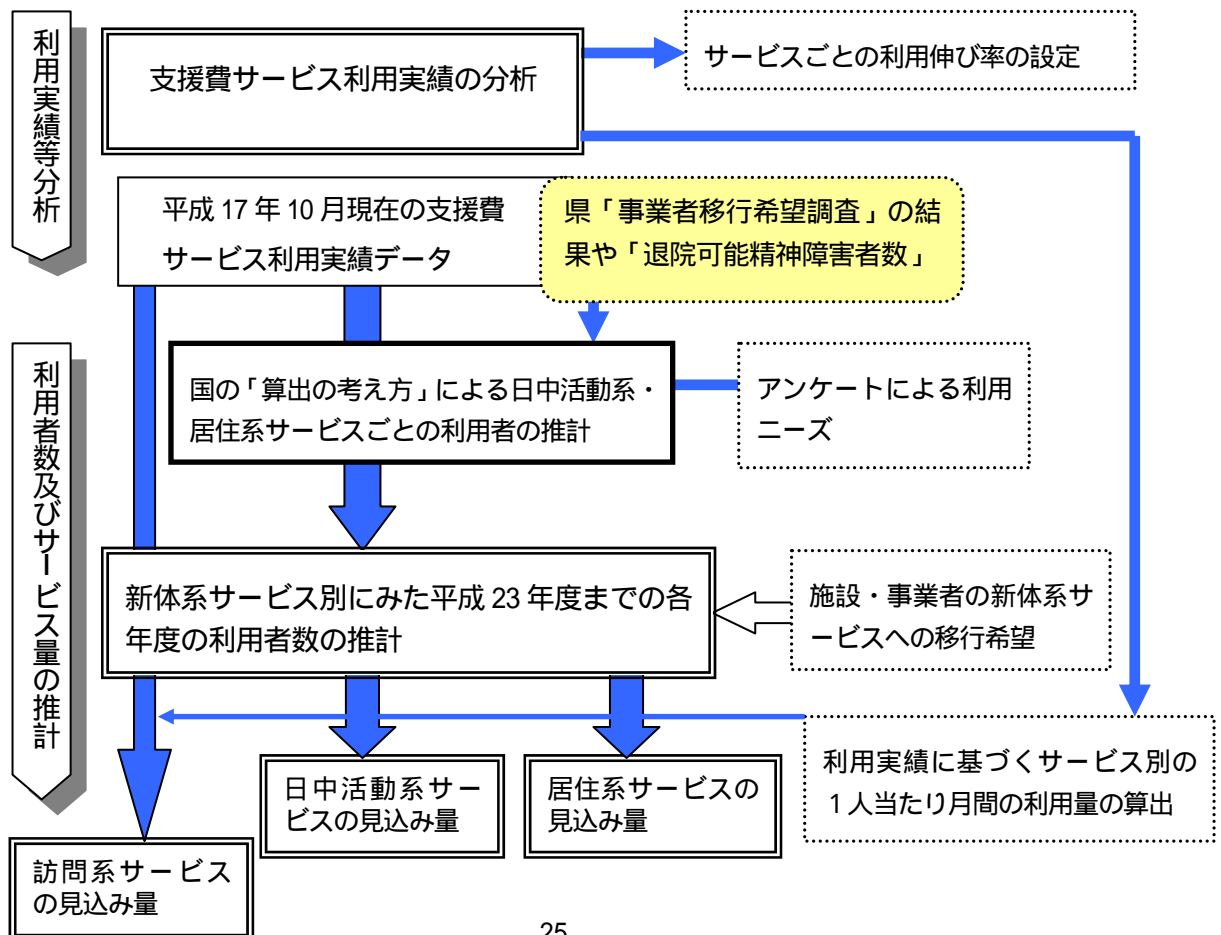
ここでは、このうち、自立支援給付（補装具と自立支援医療を除く）に含まれる各サービスの第1期における整備目標を、国の「基本方針」に沿って、原則として次のような考え方から設定します。

<各サービスの見込量設定の算出方法>

各年度におけるサービス利用者（見込み）×実績値に基づく1人当たり月間利用量

なお、自立支援給付のうち、訪問系サービスを除く日中活動系サービスと居住系サービスの平成23年度までの各年度における利用者数の推計は、国の「算出の考え方」を参考に、施設の新たな移行状況等を踏まえ設定します。

図表 21 障害福祉サービスの整備目標の基本的考え方



2. 第1期における障害福祉サービス等の見込量

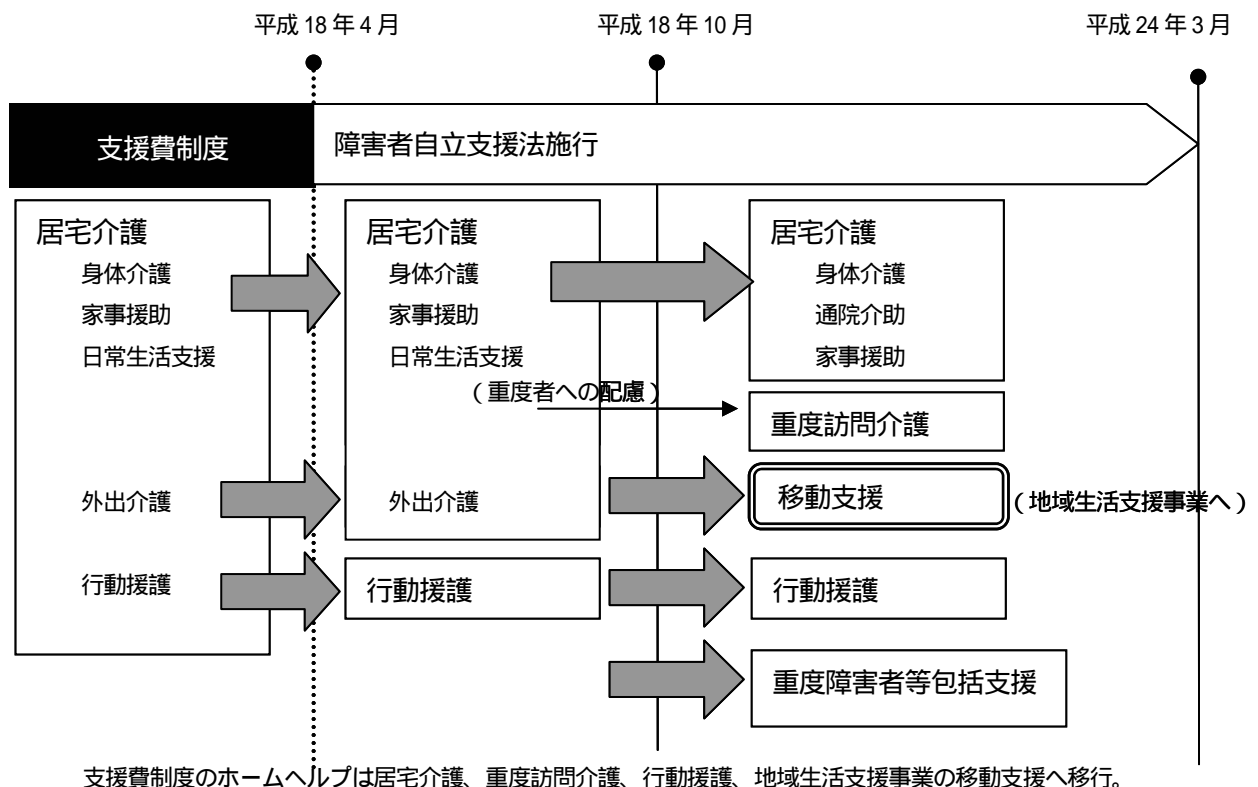
(1) 訪問系サービスの目標量

訪問系サービスは、障害者自立支援法の施行により、「居宅介護」(ホームヘルプ)のほか、重度の障害のある人に配慮して創設された「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」、「行動援護」の4つのサービスからなる訪問系サービスへ移行しています。

図表 22 訪問系サービスの種類と内容

居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など、在宅生活における介護サービスを行う。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的に行う。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方であって、その必要度が著しく高い方に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。
行動援護	著しい行動障害を有する知的障害者(児)、精神障害者で、常に介護を必要とする方に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行う。

図表 23 支援費制度から新体系への移行(訪問系サービス)



訪問系サービスは、「重度訪問介護」や「重度障害者等包括支援」など重度障害者に配慮したサービスが新設されていることから、その目標設定については、支援費制度等に基づくホームヘルプサービスの利用者数を基礎として全体の目標量を設定することができるという国の基本方針では示されています。

これをふまえ、平成17年10月における利用実績を基本に、過去の伸び率や利用ニーズを勘案しながら平成18年度から平成23年までの利用人数を推計し、それぞれに1か月当たりの利用時間数を乗じて第1期におけるサービス見込量（1月当たり）を次のとおり設定します。

図表 24 訪問系サービスの見込量（1月当たり）

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
サービス見込量	時間/月	1,556	1,702	2,067	3,499

（2）日中活動系サービスの目標量

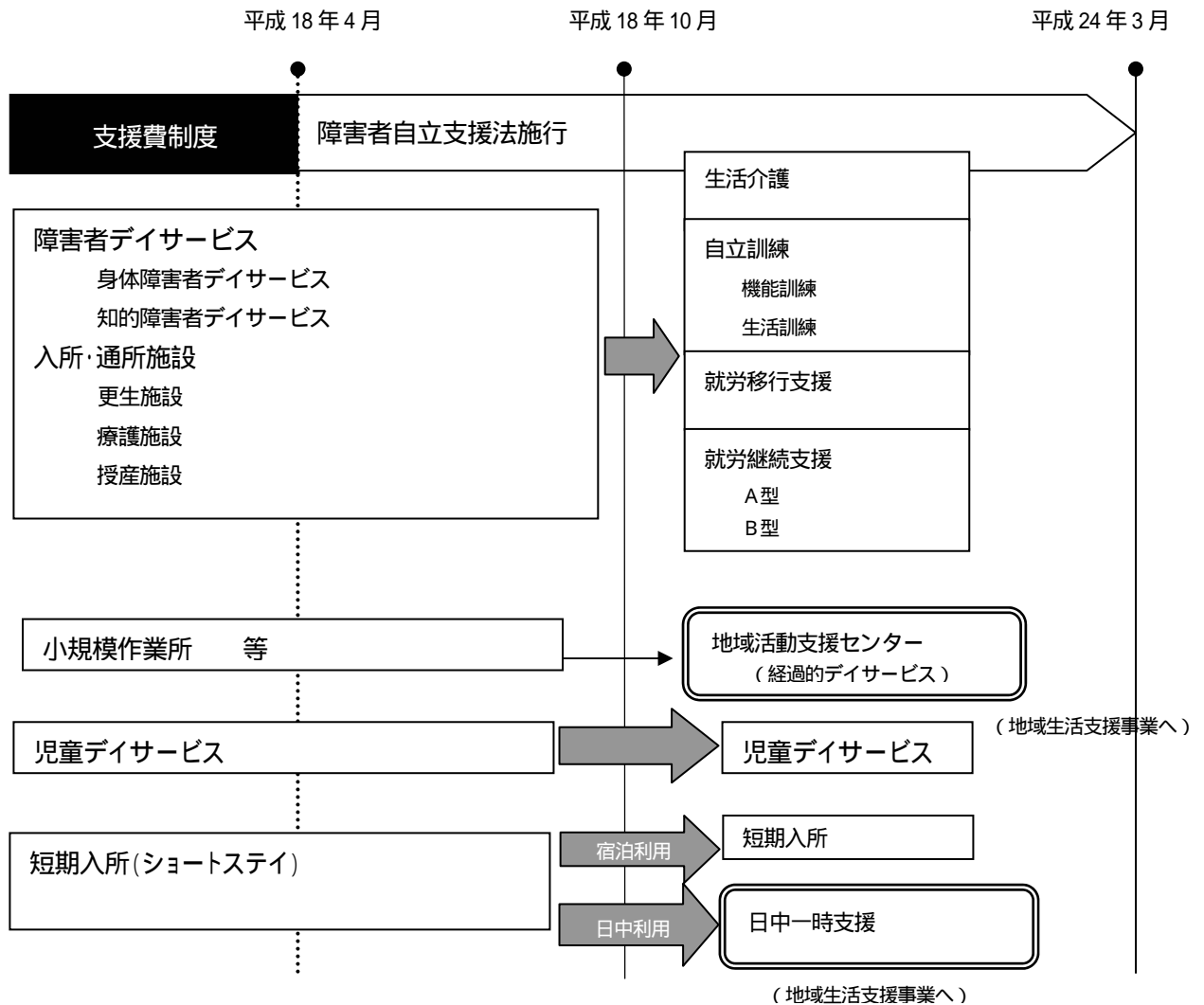
日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

図表 25 日中活動系サービスの種類と内容

生活介護	常に介護を必要とする人を対象とし、主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供。
自立訓練 （機能訓練） （生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が対象であり、定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等への就労が困難な人が対象であり、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象であり、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行う。
児童デイサービス	障害のある児童が対象であり、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行う。

図表 26 支援費制度から新体系への移行（日中活動系サービス）



日中活動系サービスの見込量は、平成17年10月時点の施設利用者数をもとに国の考え方に沿って利用見込み者数を推計し、これに施設の新体系サービスへの移行予定時期を勘案しながら、標準的な1月当たりの利用日数を乗じ、平成23年度までの各年度の見込量を算出しています。

図表 27 日中活動系サービスの見込量（1月当たり）

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	人日	770	880	1,518	5,632
自立訓練 （機能訓練）	人日	0	0	22	22
自立訓練 （生活訓練）	人日	0	0	110	374
就労移行支援	人日	44	44	308	814
就労継続支援 （A型）	人日	0	0	0	44
就労継続支援 （B型）	人日	66	88	242	1,760
療養介護	人	1	1	1	40
児童デイサービス	人日	103	112	123	162
短期入所	人日	246	272	299	398

(3) 居住系サービスの目標量

居住系サービスには、「共同生活援助（グループホーム）」、「共同生活介護（ケアホーム）」、「施設入所支援」のサービスがあります。

<p>共同生活援助（グループホーム）</p> <p>夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行う。</p> <p>共同生活介護（ケアホーム）</p> <p>夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行う。</p> <p>施設入所支援</p> <p>施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供する。</p>
--

居住系サービスの見込量については、目標量の単位は利用人数となっており、平成17年10月時点の施設利用者数をもとに国から提示された「算出の考え方」で推計し、これに施設の新体系サービスへの移行予定時期を勘案し、平成18年度から平成23年度までの各年度の利用見込み者数を算出しています。

図表 28 居住系サービスの見込量（1月当たり）

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	人	43	45	52	77
施設入所支援	人	2	2	39	235

(4) サービス利用計画作成事業（相談支援）の目標量

サービス利用計画作成事業（相談支援）は、障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害のある人を対象としサービス利用にかかる計画作成や利用調整などを行うもので、全利用者の1割が相談支援を利用すると見込んでいます。

図表 29 サービス利用計画作成事業（相談支援）の見込量（1月当たり）

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
サービス利用計画作成事業(相談支援)	人	0	11	12	19

3. 見込量の確保のための方策

(1) 訪問系サービス

サービス提供事業者に対し、今後新たなサービス利用が見込まれる精神障害のある人（退院可能障害者）や重度障害者などへのサービス提供を働きかけていきます。

また、新規需要を的確に把握しながら適切なサービスを提供できるよう、専門的人材の確保及びその質的向上をサービス提供事業者に対し働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

障害のある人やその家族介助者の日常生活を支える上で重要となる生活介護や自立訓練、療養介護、児童デイサービス、短期入所といったサービスの必要量が確保できるよう、新体系サービスへの円滑な移行を促進します。

「障害のある人の一般就労の促進」という目標を実現するため、旧体系施設や小規模作業所などからの新体系サービスの「就労移行支援」や「就労継続支援」への移行を促進し、提供量の確保に努めます。

公共職業安定所（ハローワーク）などとの連携強化によって、企業・事業所に対する啓発や制度周知を図り、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度の活用、インターンシップ、トライアル雇用制度の活用などを通じた一般就労機会の拡充を促進するとともに、雇用情報に関する効果的な提供に努めます。

就労移行支援などを通じて一般就労をめざしたものの、達成できなかった障害のある人に対して、再チャレンジのための継続的な相談支援体制を整備します。

(3) 居住系サービス

障害の程度や社会適応能力などに応じて居住形態を可能な限り幅広く選択できるよう、グループホームやケアホームの整備を働きかけるとともに、施設整備に対する地域の理解と協力を求める啓発事業を進めます。

(4) サービス利用計画作成事業（相談支援）

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害のある人が適切にサービスを利用できるよう、地域生活支援事業の相談支援事業と一体的に総合的なケアマネジメントの実施に努め、サービス利用計画の作成や利用に関する連絡調整を行います。

第7章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

1. 第1期における事業内容

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、障害のある人やその家族介助者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行い、自立した日常生活の支援を目的とする事業です。

本市では、庁舎内に相談窓口を設置し、障害の特性に応じた相談に対応できるよう、障害のある人などからのあらゆる相談に応じるとともに、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うこととします。なお、相談支援事業の実施に際しては、「北部地域自立支援協議会」により関係機関等との連携を図ります。

また、障害があるために自己での適切な判断が困難な人に対して財産管理等を行う成年後見制度に関し、平成18年度までの利用実績はありませんが、障害福祉サービスが契約制度に変わり、また、制度の対象も拡大されたことなどから、今後、利用が徐々に増加していくことが見込まれます。

このため、成年後見制度の利用を支援する成年後見制度利用支援事業を関係施設との調整を図り、実施します。

図表 30 相談支援事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所	北部地域自立支援協議会として設置・運営			
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	1	2	3

平成18年度は10月以降の半年分。

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能や視覚障害により意思疎通が困難な障害のある人の自立した生活や社会参加を支援するため、意思疎通を仲介する手話奉仕員等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

利用見込量については、本庁での手続きの支援など、コミュニケーション支援センター(手話通訳設置事業)での利用増とともに、手話・要約筆記奉仕員派遣の利用を見込み、1か月あたりの見込量を次のとおり設定します。

図表 31 コミュニケーション支援事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
コミュニケーション支援事業	人・回/月	38	39	41	43

平成18年度は10月以降の半年分。これまでの利用実績をもとに、現行水準を確保できるよう設定。

(3) 日常生活用具給付等事業

本事業は、在宅の重度障害のある人に対し、以下のような日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者(児)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者(児)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障害者(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

排泄管理支援用具

ストマ用装具などの障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

これらの利用見込量は、これまでの利用実績を基本とし、特に、ストマ用装具の利用の伸びを勘案し、次のとおり設定します。

図表 32 日常生活用具給付等事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
介護訓練支援用具	件/年	6	10	11	13
自立生活支援用具	件/年	6	16	16	17
在宅療養等支援用具	件/年	8	19	19	20
情報・意志疎通支援用具	件/年	7	16	16	18
排泄管理支援用具	件/月	148	154	160	178
住宅改修費	件/年	5	8	8	10

平成18年度は10月以降の半年分。

（４）移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業で、平成18年10月から実施しています。

見込量については、継続利用者に加え、社会参加や買い物などを目的とした新規利用者、さらに平成19年度以降は、保護者の病気や出産などの理由から一時的に通学ができなくなった人などの利用増を見込み、次のように設定します。

図表 33 移動支援事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
移動支援事業	利用決定 人数	7	25	35	50

平成18年度は10月以降の半年分。

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、障害のある人の地域での自立生活を支援するため、創作的活動・生産活動の機会の提供や総合的な相談支援など、日中活動の拠点となるものであり、利用人数の規模や職員配置により類型化されています。

「基礎的事業」：創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。

に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じた型～型までの類型を設定。

- (型) 相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施。
- (型) 機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。
- (型) 運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実。

本市では、現行のデイサービスからの移行や知的・身体・精神の各作業所からの移行を促進し、平成18年度では、型、型各1箇所、平成19年度ではこれに型1箇所、基礎的事業1箇所を加え実施していくものとします。なお、基礎的事業については、平成22年度より型へ移行することをめざします。

図表 34 地域活動支援センター事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
地域活動支援センター (型)	人・日/月	60	66	73	96
	箇所数	1	1	1	1
地域活動支援センター (型)	人・日/月	190	440	480	760
	箇所数	1	2	2	3
地域活動支援センター (基礎的事業)	人・日/月		210	240	0
	箇所数		1	1	0

平成18年度は10月以降の半年分。

型：職員3名以上（1名専任、かつ1名以上が常勤）、1日当たりの実利用人員が概ね15名以上。

型：職員2名以上（1名専任、かつ1名以上が常勤）、1日当たりの実利用人員が概ね10名以上。作業所実績5年以上。

基礎的事業：職員2名以上（1名専任）。

（6）任意事業

訪問入浴サービス

訪問入浴サービスは、家庭において入浴が困難な障害のある人に対し訪問入浴車を運行し、入浴サービスを実施するものです。

利用対象となる人は、身体上の理由で自宅での入浴が困難であること、生活介護での入浴も困難であるなどの利用要件があり、また、居宅介護における身体介護でホームヘルパーによる入浴介助があるため、利用者は横ばい状態で推移するものと見込まれることから、利用見込量を次のように設定します。

図表 35 訪問入浴サービスの見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
訪問入浴サービス	人・回/月	70	70	70	70

日中一時支援事業

日中一時支援事業は、従来の日中短期入所やレスパイト事業に当たるもので、平成18年度ではほとんどがレスパイト事業を利用していた障害のある児童となっています。

しかし、障害者自立支援法では、障害のある児童だけでなく障害のある人も利用が可能であり、今後、利用増が見込まれることから、利用見込量を以下のように設定します。

図表 36 日中一時支援事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
日中一時支援事業	人・回/月	410	461	488	534

福祉ホーム事業

福祉ホーム事業は、従来の身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム（一部）が移行したものです。

これまでの福祉ホームが共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）へ今後、移行していく中、利用対象者は限られてくるものと考えられますが、アンケート調査結果では利用希望者が若干あるため、微増となるものとし、次のように利用見込量を設定します。

図表 37 福祉ホーム事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
福祉ホーム事業	人/月	4	6	8	10

奉仕員養成研修事業

社会参加促進事業として体系づけられる事業のうち、「奉仕員養成研修事業」については、これまでに実施されている手話通訳教室や要約筆記、点訳教室を継続していくこととし、その周知を図っていくことでそれぞれ増加することが見込まれることから、利用見込量を次のように設定します。

図表 38 奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
奉仕員養成研修事業	人・回/月	27	43	45	50

点字・声の広報等発行事業

視覚障害のある人に対し、市の行政情報などを的確かつ公平に伝達するため、「点字・声の広報等発行事業」として継続します。

図表 39 点字・声の広報等発行事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
点字・声の広報等発行事業（点字）	件/月	18	20	20	20
点字・声の広報等発行事業（声の広報）	件/月	48	50	50	50

文化・芸術講座開催等事業

障害のある人の社会参加を促進する事業の一貫として位置づけられている「文化・芸術講座開催等事業」を通じて、障害者作品展等を支援します。

図表 40 文化・芸術講座開催等事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
文化・芸術講座等開催事業	参加人数	149	164	180	240

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

毎年開催されている障害者体育大会のほか、盲人卓球教室など、障害のある人のスポーツ・レクリエーションへの参加機会を充実するため、「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」を実施し、利用見込量を次のとおり設定します。

図表 41 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	参加人数	40	520	550	650

注)平成18年度の利用見込量は10月以降の数値であり、9月開催の障害者体育大会が含まれていない点を考慮する必要があります。

更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業は、身体障害者更生援護施設に入所している障害のある人に対し、更生訓練費を支給して社会復帰の促進を図る事業で、平成18年度では該当者が1名となっています。

事業の利用対象者は、生活保護もしくは生活保護に準じる人であり、入所施設も限定されていることから、利用見込量としては今後とも横ばいで推移するものと設定します。

図表 42 更生訓練費給付事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
更生訓練費給付事業	人/月	1	1	1	1

自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業

障害のある人が就労など社会参加や自立更生のために、自動車運転免許を取得する必要がある場合、その費用を助成する事業で、従来、県事業として実施されていたものが市町村へ委譲されたものです。

また、自動車改造費助成事業は、重度の障害のある人の社会復帰・社会参加を促進するため、就労などにより、自らが所有し運転する自動車について、操向装置等の一部を改造する必要がある人に対し、その費用を助成するもので、今後ともほぼ横ばいで推移するものと見込まれます。

図表 43 自動車運転免許取得費助成事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	0	2	3	4
自動車改造費助成事業	件/年	2	4	4	4

2. 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

(1) 相談支援事業

障害のある人や家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するため、庁舎内に相談窓口を確保します。

障害のある人やその家族介助者などが身近で気軽に相談できるよう、社会福祉協議会などの関係団体、あるいは各種相談員制度などとのネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。

北部地域自立支援協議会を通じて関係機関や事業者などとの連携強化に努め、相談支援事業の効果的な実施を図ります。

(2) コミュニケーション支援事業

障害者福祉会館の主催により、地域における手話通訳者や要約筆記者の養成に努め、コミュニケーション支援センターによるサービスの提供体制を整えます。

障害のある人に対し、事業の周知を図り、コミュニケーション支援センターによるサービスの利用を促進します。

コミュニケーション支援センター・支所間にテレビ電話の導入を検討します。

(3) 日常生活用具給付等事業

障害のある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

各種団体への情報提供を充実し、事業の周知と利用促進を図ります。

(4) 移動支援事業

事業に関する情報提供を充実し、周知と利用促進を図ります。また、障害者団体への制度の周知を図り、利用を促進します。

障害のある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、事業者での専門的人材の確保や質的向上を働きかけていきます。

(5) 地域活動支援センター

地域でのボランティア活動、実習生の受け入れ及び福祉イベントへの出品などを通じ、啓発活動に努め、利用者の拡大を図ります。

障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実へ働きかけていきます。

事業に関する情報提供を充実し、周知と利用促進を図ります。

(6) その他の任意事業

訪問入浴サービスについては、訪問入浴車の浴槽でないと自宅での入浴が困難な人が対象であることをふまえ、事業に関する情報提供を充実するとともに、ヘルパーなどからの情報により対象者を的確に把握し、事業を推進します。

日中一時支援事業や福祉ホーム事業の実施に関し、関係施設などと連携しながら情報提供を充実し、周知と利用促進を図っていきます。

奉仕員養成研修事業に関しては、視覚障害や聴覚障害のある人の情報伝達手段の仲介として点訳や手話、要約筆記は重要な役割を果たすものであることをふまえ、広く市民に対する当該事業に関する情報提供を充実し、周知と利用促進を図ります。

点字・声の広報等発行事業についても、多くの機会をとらえ、周知を図っていきます。

文化・芸術講座開催等事業に関し、市報や行政放送などにより周知を図るとともに、障害者団体や特別支援学校との連携を密にし、参加促進を図ります。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業に関し、情報提供を充実し、周知と利用促進を図ります。また、体育大会に関し、競技場所、種目など障害のある人が気軽に参加できるよう配慮していきます。

更生訓練費給付事業の対象者は、生活保護、もしくは生活保護に準じる人であって、入所施
も限定的であることから今後増加することは考えにくいですが、周知を図り、新規の利用
を促進していきます。

自動車運転免許取得費助成事業については、チラシを作成するなどの情報提供を充実し、周
知と利用促進を図ります。

自動車改造費助成に関し、チラシを作成し、公共職業安定所（ハローワーク）と連携しなが
ら制度の周知と利用促進を図ります。

第8章 計画の推進

1. 制度の普及啓発

この計画を推進し、障害者自立支援法が定める「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会」の実現を図るためには、庁内はもとより、関係団体やサービス提供事業者、さらには広く市民各層の理解と協力が不可欠です。

このため、障害者自立支援法の趣旨や制度の内容、あるいはこの計画内容の周知を図っていきます。

2. 人材の養成確保と資質向上

計画に掲げる目標を達成するためには、サービス提供を行う人材の養成が不可欠であるとともに、その資質向上を図って、質の高いサービスの提供を実現していく必要があります。

障害者自立支援法の施行によって、サービス事業者には「サービス管理責任者」を、指定相談支援事業者には「相談支援専門員」を配置することとされており、これらの従事者への研修機会の充実を促進します。

また、居宅介護従事者などの研修機会を充実し、重度訪問介護などの新たなサービスの提供が行えるよう、県などと連携しながら人材の養成確保に取り組んでいきます。

3. 関係機関等の連携強化

障害のある人の地域生活と自立を総合的に支援するため、市をはじめ、相談支援事業者、障害者団体、社会福祉協議会、福祉サービス事業所、医師会、公共職業安定所、商工会議所、教育委員会、特別支援学校（養護学校）及び県の関係機関（保健福祉事務所や教育事務所）などから構成される「北部地域自立支援協議会」の設置・運営を通じて、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進し、主に次のような事項について相互調整を行うとともに、個別事例への適切な対応を図ります。

委託相談支援事業者の運営評価に関すること。

障害者の就労促進、地域生活支援に関すること。

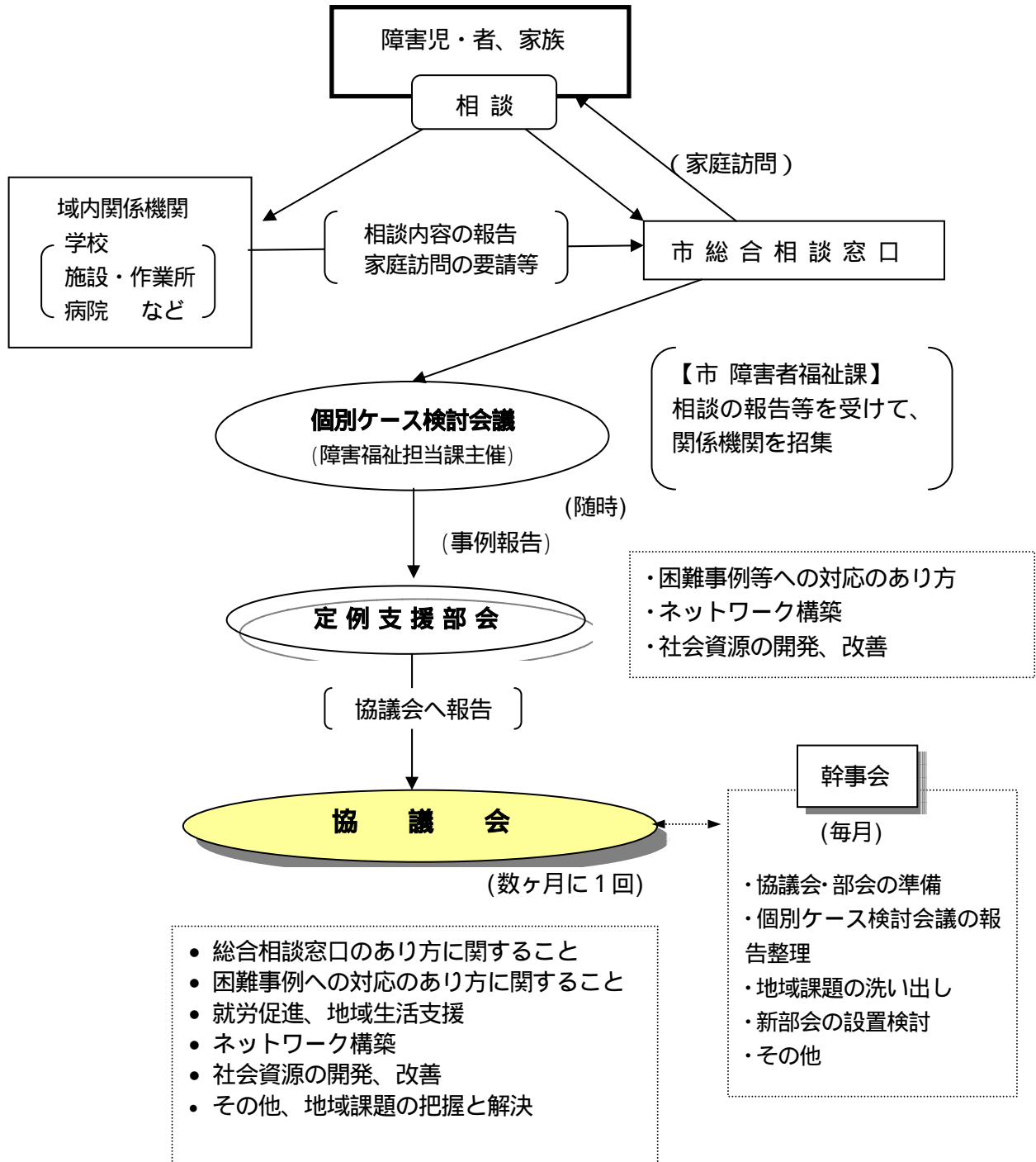
地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。

地域の社会資源の開発、改善に関すること。

困難事例への対応のあり方に関すること。

また、地域における協働化の視点に立って、市や社会福祉協議会などの関係団体、ボランティアやNPO団体、サービス提供事業者、企業などがそれぞれの役割を十分発揮できるよう相互の連携を密にし、計画推進のための総合的かつ効果的な体制づくりに努めます。

図表 44 北部地域自立支援協議会の運営イメージ



4 . 計画の適切な進行管理

この計画に定めたサービス見込量等の目標の達成状況を適切に点検・評価する仕組みを構築するとともに、その結果の公表を図るなど、計画の進行管理に努めます。